

参 考 資 料
(地方税関係)

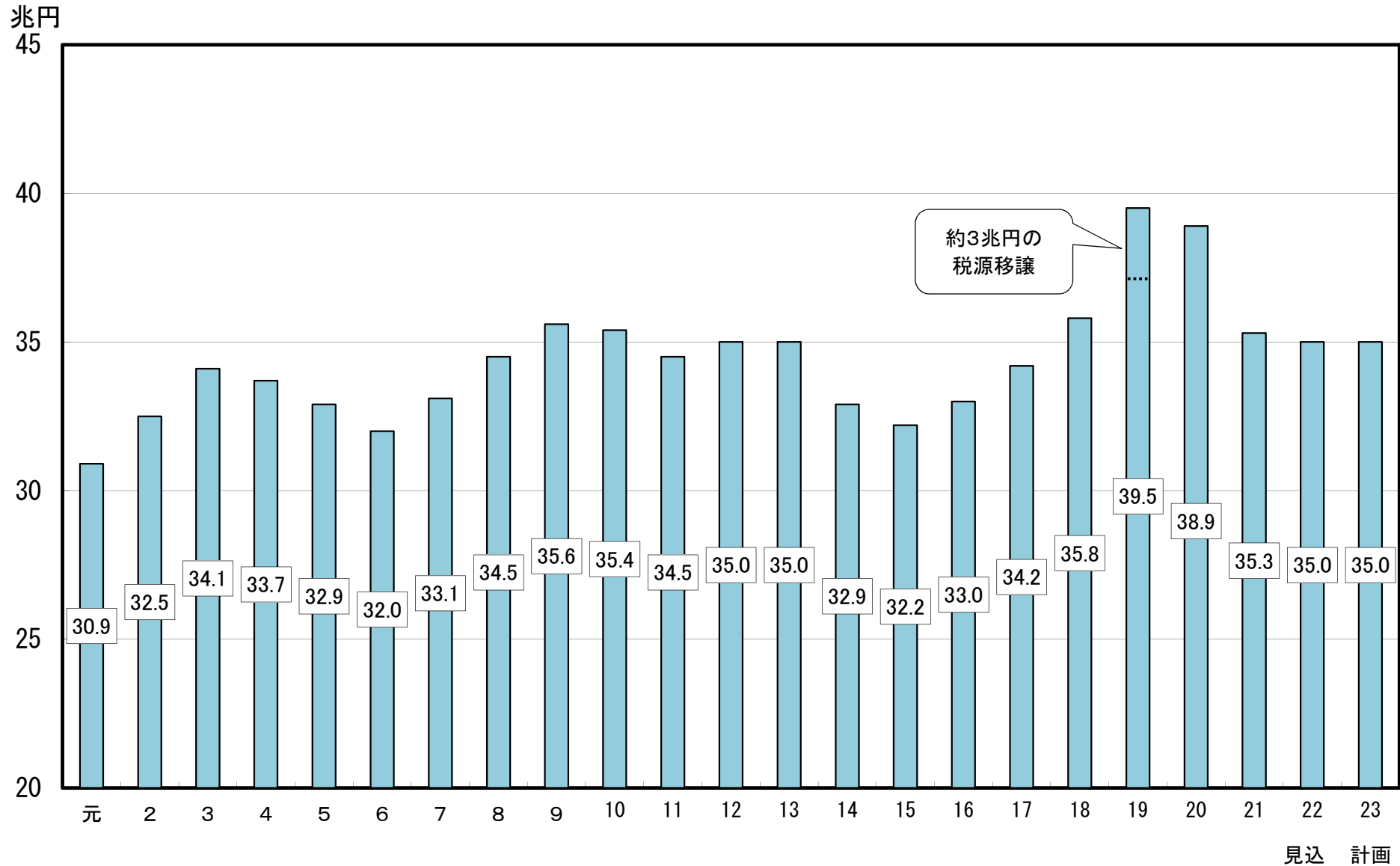
平成23年12月7日
総 務 省

目 次

【Ⅰ 地方税制の現状】	
・ 地方税収の推移	2
・ 国税・地方税の税収内訳（平成 23 年度予算・地方財政計画額）	3
・ 主要税目（地方税）の税収の推移	4
・ 人口一人当たりの税収額の指数（平成 21 年度決算）	5
【Ⅱ 地方消費税】	
・ 地方消費税の概要	8
・ 地方消費税の現状等について	9
【Ⅲ 地方単独事業に関する調査結果】	
・ 国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会」	11
・ （参考）社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）抜粋	12
・ 地方単独事業に関する調査結果	13
・ 地方単独事業（平成 22 年度決算）調査結果	14
【Ⅳ 番号制度】	
・ 番号制度導入に伴う税務分野における対応について	16

I 地方税制の現状

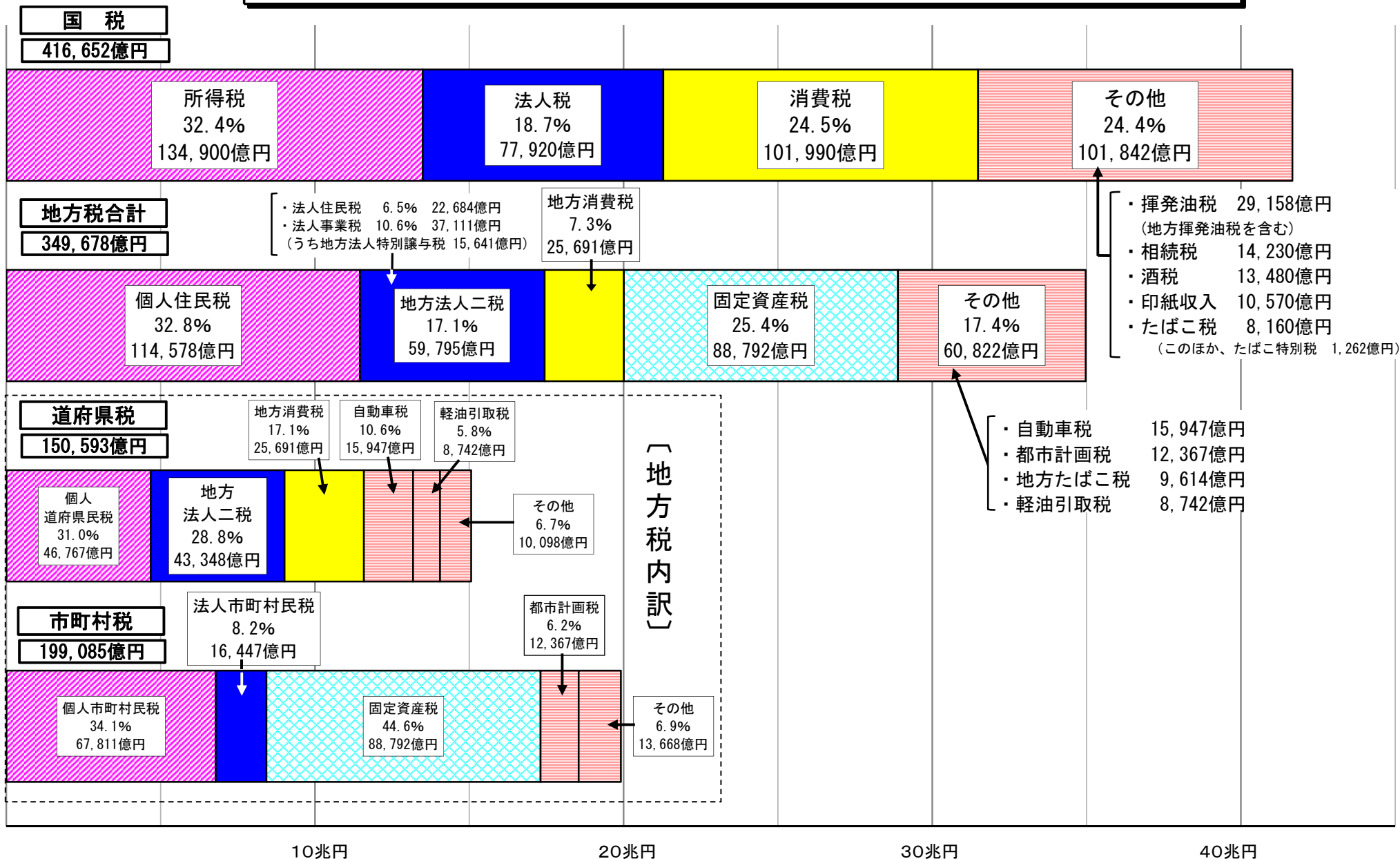
地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

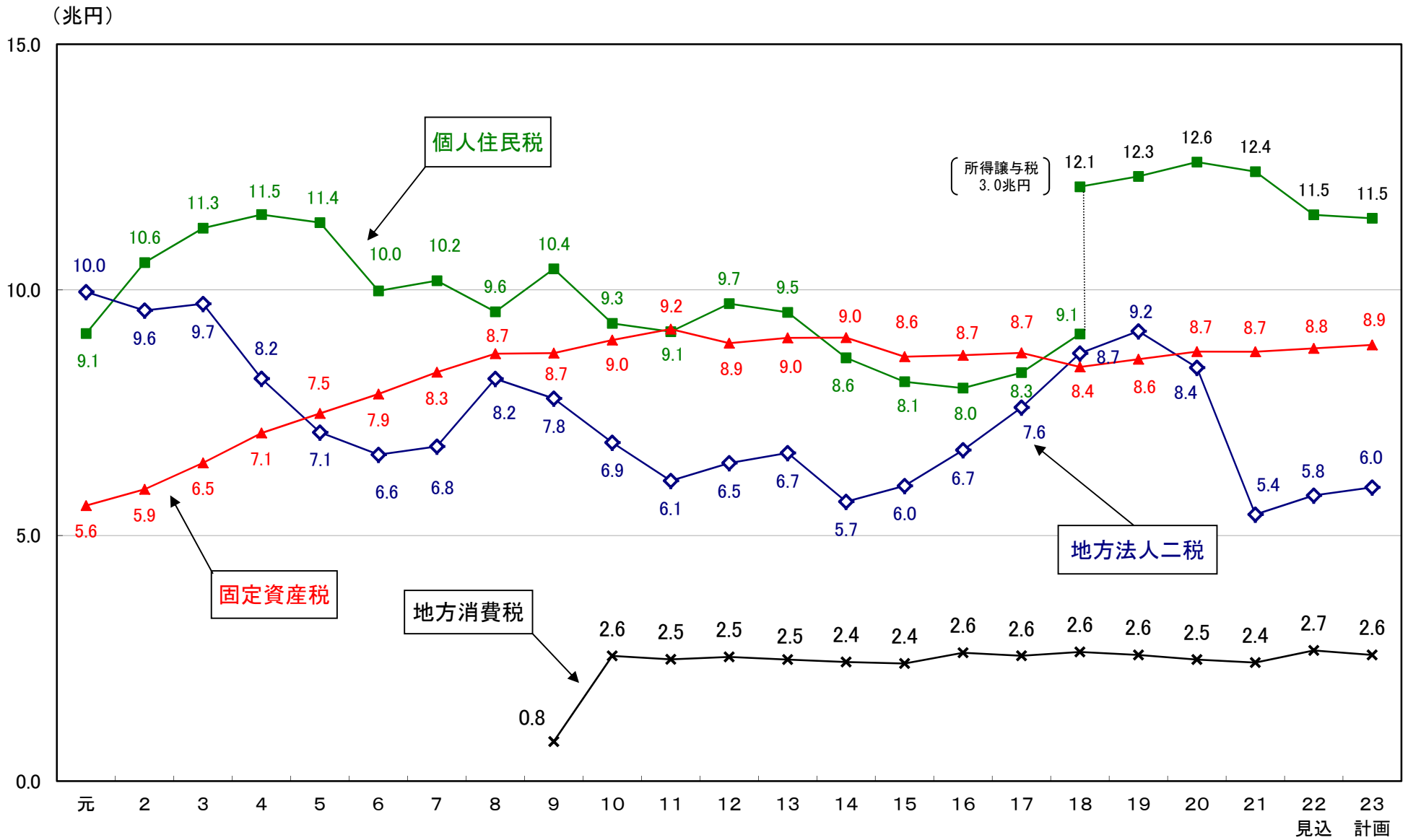
(注2) 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画額である。

国税・地方税の税収内訳（平成23年度予算・地方財政計画額）



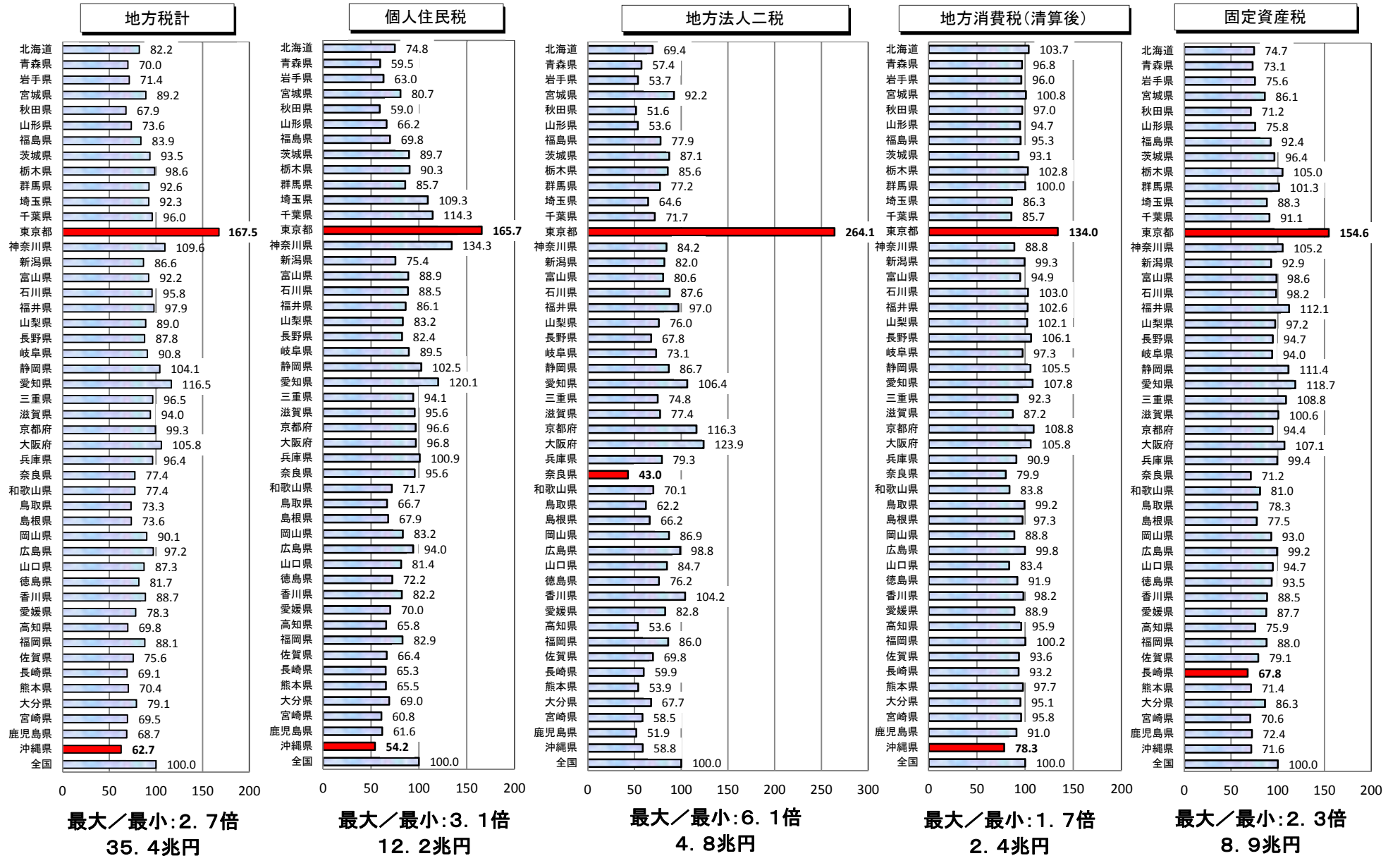
(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

主要税目（地方税）の税収の推移



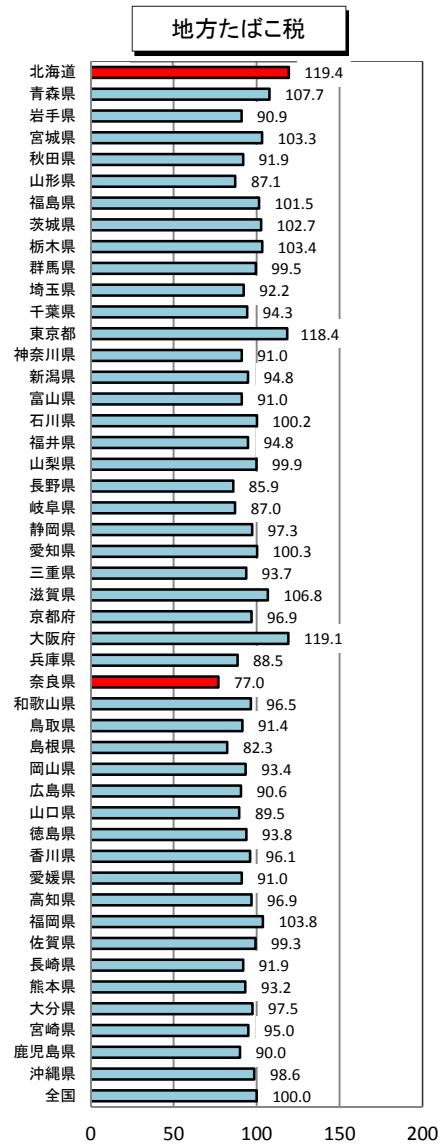
(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)

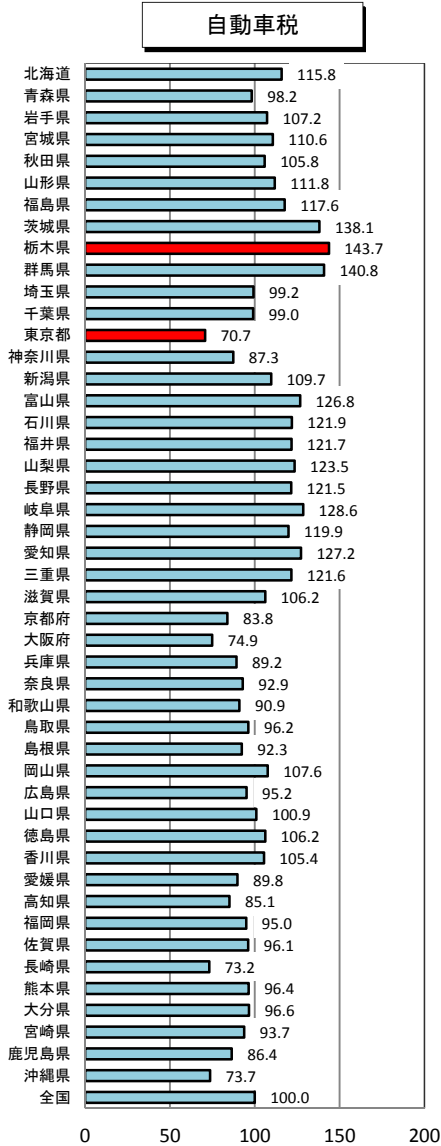


※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。また、地方消費税清算後の数値である。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

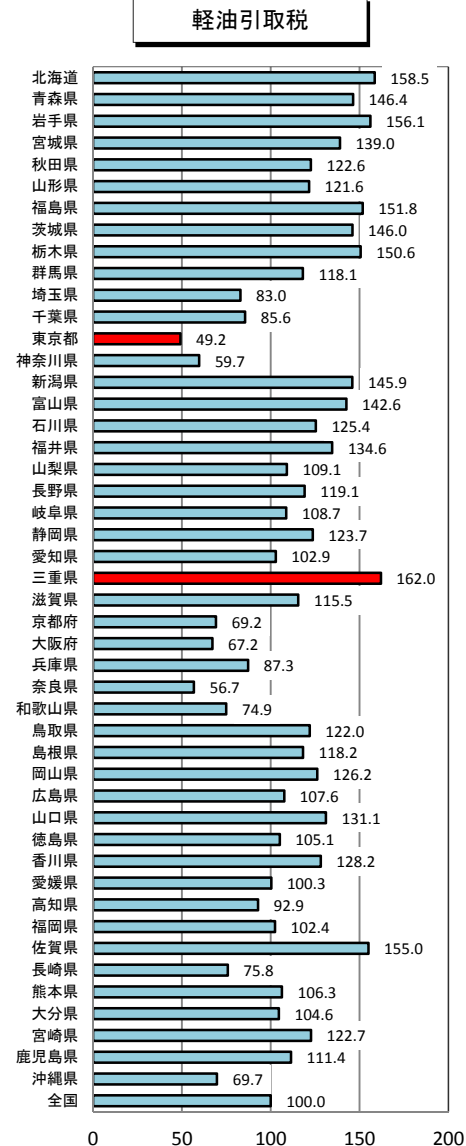
人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)



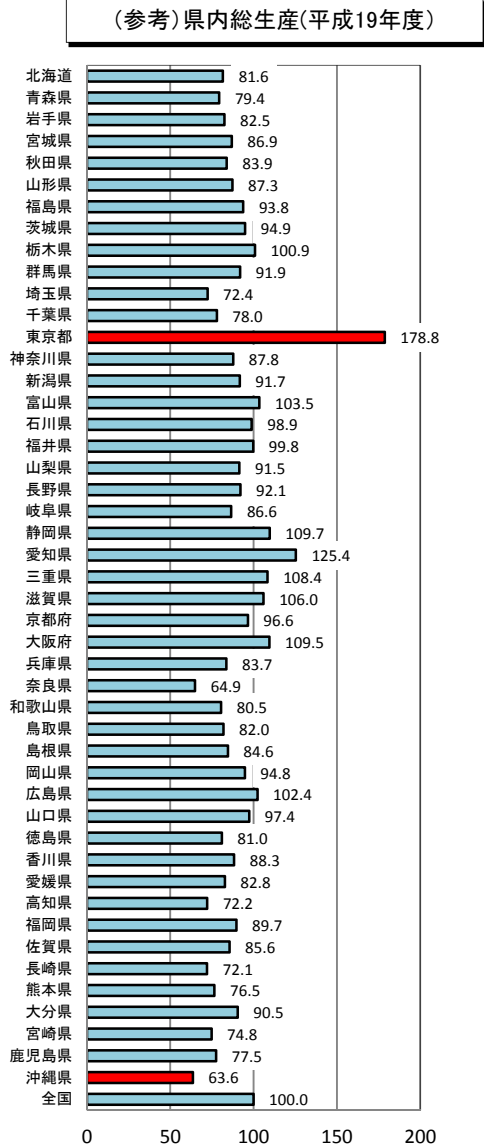
最大／最小： 1.6倍
1.0兆円



最大／最小： 2.0倍
1.7兆円



最大／最小： 3.3倍
0.9兆円



最大／最小： 2.8倍
520.3兆円

(注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
 (注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
 (注3) 軽油引取税の税収額は、普通税・目的税の合計額である。
 (注4) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 (注5) (参考)は平成19年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

Ⅱ 地方消費稅

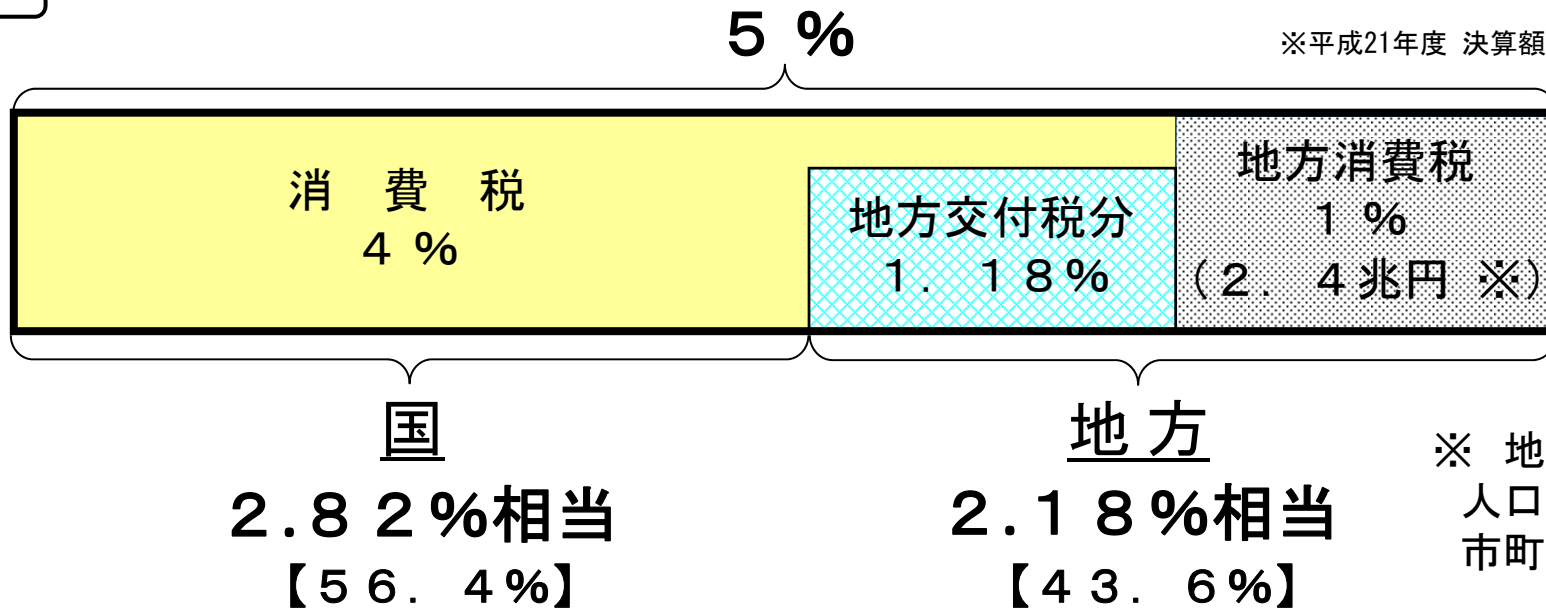
地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 税 収 (平成21年度決算額)	24,131億円								
7. 清 算	<p>国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td> <td style="text-align: center;">6/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
指 標	ウエイト								
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8								
「人口(国勢調査)」	1/8								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8								
8. 交 付 金	<p>税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
指 標	ウエイト								
「人口(国勢調査)」	1/2								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2								

地方消費税の現状等について

- 地方消費税は消費税の25%（税率にして1%相当）。
- 消費税の29.5%は、地方交付税の原資とされている。

現状



参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

Ⅲ 地方単独事業に関する調査結果

国と地方の協議の場「社会保障・税一体改革分科会」

1. 経緯

8月12日 国と地方の協議の場において、「社会保障・税一体改革分科会」を設置

11月17日 社会保障・税一体改革分科会（第1回）を開催

- ・ 総務省から、地方単独事業調査結果（総額6.2兆円）を説明
- ・ 国側と地方側で意見交換

2. 参加者（11月17日）

（国側）

会長	藤村 修	内閣官房長官
会長代行	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
	古川 元久	社会保障・税一体改革担当大臣
委員	黄川田 徹	総務副大臣
	五十嵐文彦	財務副大臣
	大串 博志	内閣府大臣政務官
	辻 泰弘	厚生労働副大臣

（地方側）

副会長	中村 時広	愛媛県知事
委員	林 正夫	広島県議会議長
	大西 秀人	高松市長
	水野 淳	八王子市議会議長
	汐見 明男	京都府井手町長
	松本 宗弘	奈良県田原本町議会議長

(参考) 社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定) 抜粋

Ⅱ 社会保障費用の推計

2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

地方単独事業に関する調査結果

1. 趣旨

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に記載された「社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」の基礎資料とするため、平成22年度決算における社会保障関係の地方単独事業※を調査。

※ 地方単独事業:国庫からの補助を受けずに地方公共団体が単独で実施する事業。本調査では、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、「総合福祉」、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」、「障害者福祉」、「就労促進」、「貧困・格差対策」に該当するものとして報告があった金額を集計。

2. 調査対象団体

・全都道府県

・被災市町村を除く全市町村・特別区

※ 被災市町村は被災3県の特定被災地方公共団体(95市町村)

※ 被災市町村分は、人口比(3.81%)を用いて機械的に算出

3. 除外事業

- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係
- ・厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業

4. 調査結果

6. 2兆円 (内訳は別紙)

<社会保障・税一体改革成案抜粋>

Ⅱ 社会保障費用の推計

2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

○ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

※ 本調査結果を基礎資料とし、今後、成案を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理することとなる。

地方単独事業（平成22年度決算）調査結果

（単位：億円）

項目	地方負担	都道府県	
		都道府県	市区町村
1 総合福祉	2,142	499	1,643
2 医療	26,978	7,513	19,465
3 介護・高齢者福祉	7,088	956	6,132
4 子ども・子育て	17,200	3,383	13,817
5 障害者福祉	5,833	2,556	3,277
6 就労促進	588	341	247
7 貧困・格差対策	2,381	237	2,144
合計	62,210	15,485	46,725

注1 金額は一般財源ベースである。

注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体(95市町村)を除く全市町村・特別区である。

注3 調査対象外団体分(95市町村分)は、人口比(3.81%)に応じて機械的に算出し、計上している。

注4 乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業は除外。

注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

IV 番号制度

番号制度導入に伴う税務分野における対応について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、本年6月末の「社会保障・税番号大綱」に沿って、「可能な限り早期」に「番号法案」(仮称)を国会に提出すべく、準備が行われている状況。
- 番号制度導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「番号法案」の具体化を受け、政府税制調査会において改めて検討していただくことが必要。

番号大綱における税務分野関連記述

○税務分野における「番号」の利用範囲

- ・ 「地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により 地方公共団体に提出する書類への番号の記載及びこれに係る利用」
- ・ 「地方公共団体の職員が適正かつ公平な地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用」

○検討事項(主なもの)

- ・ 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加
- ・ 「番号」の記載の具体的な開始時期
- ・ 「番号」の告知・本人確認に必要な規定の整備
- ・ 法定調書の拡充
- ・ 納税者利便の向上策 等

番号制度導入についての今後のスケジュール

(「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日))

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ・ 本年秋以降 | 可能な限り早期に番号法案及び関連法案を国会に提出 |
| ・ 平成26年6月 | 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付 |
| ・ 平成27年1月以降 | 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始 |